

## ◎アレルギー疾患対策基本法

(平成二六年六月二七日法律第九八号) (衆)

### 一、提案理由(平成二六年五月二七日・衆議院本会議)

○後藤茂之君 ただいま議題となりました各案について申し上げます。

まず、委員会提出の三法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

アレルギー疾患対策基本法案は、アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、アレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めようとするものであります。

本案は、去る五月二十三日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

アレルギー疾患対策基本法

.....(略).....  
何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

### 二、参議院厚生労働委員長報告(平成二六年六月二〇日)

○石井みどり君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....  
次に、アレルギー疾患対策基本法案は、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、その推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本事項を定めようとするものであります。

.....(略).....  
委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長後藤茂之君より趣旨説明を聴取した後、介護・障害福祉従事者の処遇改善のための具体的な方策、政府が一体となってアレルギー疾患対策を実施する必要性、政府が策定する医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画に国民の責務、役割を定める必要性、過労死等の防止対策に係る立法の意義と今後の政府の取組等について質疑を行います。

二五九

ましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案、アレルギー疾患対策基本法案及び過労死等防止対策推進法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月一九日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、アレルギー疾患対策基本指針の策定に当たっては、関係行政機関が多岐にわたることから、政府を挙げてこれに取り組みとともに、アレルギー疾患対策が総合的かつ一体的に推進されるよう十分配慮すること。

二、都道府県のアレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定など、地方公共団体が地域の特性に応じた施策を着実に実施できるように必要な支援を行うこと。

三、アレルギー疾患の予防法と根治的治療法の確立を目指し、患者の実態把握に努めるとともに、効果的かつ効率的な研究推進体制を構築すること。  
右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。